

預金商品の概要 [積立型預金]

令和6年9月2日現在

1. 商品名 (愛称)	自動振替専用定期積金「すまいる」
2. ご利用いただける方	個人
3. 期間	1年以上5年以内
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	定期にわたり掛金の払込ができます。 払込みは、同一取引店舗の本人名義口座振替のみといたします。 5,000円以上 1,000円単位
5. 証書の不発行	この定期積金は証書を発行いたしません。「定期積金お申込みのお知らせ」を交付いたします。
5. 払戻方法	満期日以後に一括して給付契約金を指定口座へ入金いたします。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	固定金利 期間1～2年：0.125% 期間3～5年：0.150% 給付補てん金は満期日以後に一括して支払います。 給付補てん金は付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
7. 税金	利息には20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	—
10. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は期限前解約利率が適用されます。 1年未満：約定利回りの30% 1年以上：約定利回りの60%
11. 金利情報の入手方法	金利は店頭のコピーボードまたは窓口へご照会ください。

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業店または本部お客様相談窓口（9時～17時、電話 0120-454-585）までお申し出ください。また、当金庫のほかに、全国しんきん相談所（9時～17時、電話 03-3517-5825）並びに関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話 03-5524-5671）でも苦情等のお申し出を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置運営する仲裁センター及び山梨県弁護士会（電話：055-235-7202）が設置運営する民事紛争処理センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、お客様相談窓口または全国しんきん相談所等へお申し出ください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<p>払込が遅延した場合、満期日を繰り延べるか、遅延利息を徴求します。満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）</p>